平成２９年（フ）第７５９号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町51番地　ヴェルフィオーレ嵐山　503号
債務者　池田　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
鳥取県西伯郡南部町伐株125番地の２
債務者　長谷川知久
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８１号
鳥取県米子市彦名町961番地５　入江コーポ８号
債務者　吉田　康之
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８５号
鳥取県西伯郡大山町上野223番地
債務者　美甘　　要
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３９４号
広島県廿日市市峰高２丁目10番25号
債務者　森之上史彦
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０２号
広島市安佐南区緑井３丁目33番15―103号
債務者　石本めぐみ
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２３号
福岡県筑紫野市大字原田181番地58
債務者　渡辺　翔也
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２５号
福岡市西区福重４丁目23番３号
債務者　後藤　朝江
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０３０号
福岡市博多区神屋町６番22―303号
債務者　中富　ミキ
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０７２号
福岡市西区城の原団地24番408号
債務者　荒木　順子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９０号
福岡市博多区麦野６丁目14番３号
債務者　立岡　倫子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９号
福島県二本松市郭内１丁目116番地
債務者　鈴木　敦子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
　　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１８号
秋田市八橋南２丁目５番３号
債務者　菊地　　尚
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２号
秋田市外旭川字在家14番地11　センチュリーハイツ102号、前住所秋田市寺内字三千刈336番地２　エトワールＢ203
債務者　門間　　章
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４号
金沢市弥生１丁目２番５号
債務者　樋詰　邦子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
三重県名張市箕曲中村141番地
債務者　島田友紀子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
　　津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第５４８号
兵庫県三田市下内神488番地38、従前の住所神戸市北区京地４丁目23番地の23
債務者　橋本いずみ（旧姓長友）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部